

IFRS News

June 2011

special edition

連結、ジョイント・アレンジメントおよび関連する開示に係る新しい基準は、他の企業への重大な関与があるすべての企業が注目すべき一つのパッケージです。

IFRS第10号では、1つの企業が他の企業を支配しているかの評価を行う際に改訂されたフレームワークを提供しており、従来の子会社と特別目的ビークル (special purpose vehicles) との両方に対して適用されます。多くの場合、連結すべき対象の決定に変更が生じることはないと思われます。しかし、IAS第27号に基づいて行われた「境界線」上にある連結の判定については見直しを行う必要があり、中には変更を余儀なくされるものもあります。IFRS第12号における拡充された開示規定は、特別目的ビークルなど、判断がより求められる状況を透明化する上で特に重要となります。

一方、IFRS第11号では、ジョイント・ベンチャーに対する比例連結の使用を廃止しています。このことは、IAS第31号に基づいて比例連結法を選択している多くの共同支配投資企業にとって、表現に関する重要な変更であると言えます。純資産については影響を受けないものの、そうした会計処理方法を廃止することにより各共同支配投資企業の貸借対照表およびパフォーマンス・レシオに影響が及ぶと思われます。

Andrew Watchman
IFRSエグゼクティブ・ダイレクター (GTI)

新しい連結基準

IASBは、グループの連結に係る問題およびオフバランスシート活動について取り扱っている以下の5つの新基準を公表しました。

- IFRS第10号「連結財務諸表」
- IFRS第11号「ジョイント・アレンジメント」
- IFRS第12号「他の企業に対する持分の開示」
- IAS第27号(改訂)「個別財務諸表」
- IAS第28号(改訂)「関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資」

本IFRSニュース特別号では、新基準およびそれらがもたらす影響について説明します。



新しい連結基準

5つの新基準の公表は、企業が自社の連結に係る判定を見直し、場合によっては変更を行う必要があることを意味している

IASBは、グループの連結に係る問題およびオフバランスシート活動に関して取り扱っている5つの新基準を公表しました(下表をご覧ください)。

こうした新基準については、各企業がそれぞれの状況に照らして理解し、検討を行わなければなりません。

企業は、IFRS第10号の原則主義における新しい支配の定義に留意する必要があります。親会社がどの企業を支配しているのかを再評価した結果、グループの構成に変更が生じる場合もあります。新しい定義およびガイダンスは、現在SIC第12号で取り扱われている特別目的ビークル(新基準では組成された企業と呼称される)を含め、すべての被投資企業に対して適用されます。

概要

基準	重要なポイント
IFRS第10号「連結財務諸表」	・ IAS第27号「連結および個別財務諸表」とSIC第12号「連結—特別目的事業体」を置き換える ・ 支配の定義を変更し、連結範囲を決定するにあたり、すべての被投資企業に対して適用する ・ 多くの境界線上にある連結の判定結果および判断を要する支配の評価に影響を及ぼす可能性がある ・ 過半数の株式所有に基づく従来のグループ構成には、ほとんど変更が生じないと予想される ・ 変更が生じる場合には、その影響は極めて大きなものとなり得る
IFRS第11号「ジョイント・アレンジメント」	・ IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」を置き換える ・ ジョイント・ベンチャーに対して比例連結を使用する会計処理の選択肢を廃止する ・ IAS第31号における「共同支配の営業」(jointly controlled operations)および「共同支配の資産」(jointly controlled assets)といった区分を廃止する ・ それらの区分に分類されていたであろうアレンジメントの大半は、新たに定義された区分であるジョイント・オペレーション(joint operation)に分類される
IFRS第12号「他の企業に対する持分の開示」	・ 子会社、ジョイント・アレンジメント、関連会社およびストラクチャード・エンティティに関する開示規定を包括的開示基準に統合する ・ 「境界線」上にある連結の判定に関して透明性を向上させる ・ 投資企業またはスポンサーが関与する非連結のストラクチャード・エンティティに関する開示を拡充する ・ 報告企業が特別な仕組みの設定にどの程度関与しているのか、およびその結果報告企業がさらされるリスクを投資家が評価する際に役立つ
IAS第27号(改訂)「個別財務諸表」	・ 新しいIFRSの公表により生じた改訂である ・ 改訂されたIAS第27号は、個別財務諸表のみを取り扱っており、それに関する規定に大きな変更はない
IAS第28号(改訂)「関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資」	・ IFRS第11号の公表によって生じた適用範囲の変更である ・ 持分法を引き続き規定する

ジョイント・アレンジメントに対して持分を有する企業は、IFRS第11号における新しい用語および分類規定についての検討を行わなければなりません。これまでIAS第31号に基づいて比例連結を使用していたほとんどの企業は、持分法に切り替える必要があります。

最終的に、ほとんどの企業がIFRS第12号の新たな開示規定により影響を受けることが予想されます。特に、子会社に非支配持分を有する親会社およびいわゆるストラクチャード・エンティティによって事業を行う企業が影響を受けると考えられます。

2ページの表は、新基準の主な規定を要約したものです。これからの本ニュースレターの主要部分では、IFRS第10号とIFRS第11号に示されている問題についてより詳細に考察し、2つの基準がもたらす実際の影響について検討します。最後に、IFRS第12号の開示規定に関する説明を行い、本ニュースレターを締めくくります。

変更はいつ実施されるのか

新基準は、2013年1月1日以降開始する事業年度に発効となります。いくつかの移行措置が適用されます。

IFRS第10号、IFRS第11号、IAS第27号(改訂)およびIAS第28号(改訂)の早期適用は、これら4つの新基準をすべて同時に適用する場合に限り認められます。ただし、IFRS第12号における開示規定の一部またはすべてを早期に提示している企業が、他の新基準の同時適用を義務づけられることはありません。

実務上の留意点

5つの新基準の公表により、連結をめぐるあらゆる事柄が変化したという印象を持たれる可能性があります。しかし、そうではありません。連結の仕組み(統一的な会計方針、相殺消去など)、非支配持分に係る会計処理および支配の喪失に係る会計処理に関する規定については、変更は生じていません。また、連結財務諸表作成の免除規定についても、少なくとも今のところは維持されています(後述する投資企業に関するテキスト・ボックスをご覧ください)。



IFRS第10号「連結財務諸表」

プロジェクトの背景

IFRS第10号の公表は、金融危機への対応策の一環としての意味合いもあります。これまで、連結はIAS第27号「連結および個別財務諸表」およびSIC第12号「連結—特別目的事業体」により取り扱われてきました。IAS第27号は議決権などのパワー(power)による支配に主に焦点を当てており、一方、SIC第12号は被投資企業への投資のリスクと経済価値に対するエクスポージャーに焦点を当てているため、これらの会計規定において対立が存在していました。

金融危機の最中、連結に関する現行の規定のもとで企業の貸借対照表上で適切な計上がなされていたかどうか疑問を呈する専門家もいました。特に、証券化およびその他の取決めを行う際に、銀行などの特定の事業体を用いる特別なストラクチャリングから生じるリスクに対するエクスポージャーが、財務諸表において完全には示されていない場合があるといった懸念が持たれていました。

IFRS第10号では、原則主義による新たな支配の定義に基づいて、こうした懸念に対処することを目指しています。この定義は連結対象を決定するにあたり、あらゆるタイプの被投資企業(特別目的ビークルおよび従来型の議決権持分企業など)に適用されます。IASBは、原則主義による支配の定義に基づいた単一のモデルを用いることで、IFRS第12号において拡充した開示と併せて、作為的な仕組みを生む誘因が減少し、整合性および透明性が向上すると期待しています。

新しい支配の定義

IFRS第10号では、改訂された支配の定義を導入しており、その定義をどのように適用するかについてのガイダンスも同時に示されています。IAS第27号およびSIC第12号では、特別目的ビークルの支配の評価に適用するのに、異なる基準が生じていました。それに対して、IFRS第10号の規定はあらゆる種類の潜在性子会社に対して適用されます。

新しい支配の定義

「投資企業は被投資企業への関与から生じるリターンの変動性にさらされている、もしくはリターンの変動性に対する権利を有しており、被投資企業に対するパワーを通じてそうしたリターンに影響を与える能力を有している場合に、投資企業は被投資企業を支配している」

報告企業が投資している他の企業に対して支配を有しているかを判断するためには、以下の3つの要素が存在している必要があります。

- i. 被投資企業に対するパワー
- ii. 被投資企業への関与から生じるリターンの変動性に対するエクスポージャーまたは権利
- iii. 投資企業のリターンの金額に影響を与えるために被投資企業に対するパワーを使用する能力

したがって、IAS第27号の支配の定義におけるパワーの概念および便益を得るための能力は維持されています。新しい定義では、生じるリターンがすべてプラスのものであるといった印象を与えるのを避けるために、「便益(benefits)」ではなく「リターン(returns)」という用語を用いています。さらに、新しい定義ではより具体的に、リターンのレベルに影響を及ぼす決定および投資企業がそうした決定をコントロールしているかどうかに焦点を当てています。結果として、連結するか否かの判断については、多くの境界線上にある状況に対して再度検討を行う必要があります(下記のボックスをご覧ください)。また、IFRS第12号の開示規定は、このような評価の透明性を示す上で特に重要となります。

支配を得るために必要な3つの要素

支配	リターンの変動性	リターンに影響を与えるためにパワーを使用する能力
・ 関連する活動(relevant activities)を指図する現在の能力をもたらす既存の権利から生じる ・ 直接的なケースとして、被投資企業の議決権の過半数を保有している場合が挙げられる ・ 実質のある権利(substantive rights)でなければならない ・ 防御権(protective rights)は考慮されない ・ 「関連する活動」とは、被投資企業のリターンに重大な影響を与える被投資企業の活動である	・ 支配が被投資企業からのリターンに対する権利を示すという概念は維持されている ・ 「便益」はリターンがすべてプラスであると解釈される場合が多いため、「便益」ではなく「リターン」という用語を使用する ・ 相乗的に生じるリターンと配当、または投資価値の変動などの直接的なリターンとが含まれる ・ リターンを受け取る可能性があることが重要である	・ 意思決定権をもつ投資企業が本人であるか、または代理人であるのかを評価する必要がある ・ 代理人である投資企業は、委譲された意思決定権を行使するとしても、被取得企業を支配してはいない

変更が生じる可能性がある連結の判定例

判定	変更
特別目的ビークル	・ リスクおよび便益に対するエクスポージャーは、IFRS第10号のもとでは支配の示唆にすぎず、それだけでは連結に至らない。これは、SIC第12号の規定から変更された点である。 ・ IFRS第10号では、リターンに最も大きな影響を与える決定および誰が決定を行うのかに関して、より明確に識別するよう求めている。 ・ この変更により、これまでSIC第12号で取り扱われていた事業体に係る連結の判定に影響を及ぼす可能性がある。
有力な少数株主	・ 他の株主が広く分散しており、単一の投資企業が他の株主または株主グループと比較して著しく多い議決権を保有している場合には、その投資企業が支配を有することがある。
潜在的議決権	・ IFRS第10号では、潜在的議決権が現在行使できない場合でも、状況次第で支配が生じる可能性がある。 ・ IFRS第10号では、そうした権利が実質的であるか否か、さまざまな指標について考慮する。
委譲されたパワー	・ 本人および代理人に関するIFRS第10号の新しいガイダンスは、連結の判定に影響を与える可能性がある。 ・ 特に、投資および資産マネジャーが影響を受けると考えられる。

IFRS第10号では、以下のような状況において、支配の原則をどのように適用するかについて規定しています。

- 例えば、投資企業が保有する議決権が過半数に満たない状態や、潜在的議決権の保有を伴う状況において、議決権または類似する権利によって投資企業がパワーを獲得する場合
- 例えば、議決権がすべて管理上の業務のみに関連しており、かつ関連する活動は契約上の取決めによって指示されるなど、誰が被投資企業を支配しているのかを判断する上で議決権が主要な要素ではないというように被投資企業が設計されている場合
- 代理人関係を伴う場合
- 投資企業が被投資企業の特定の資産に対してのみ支配を有している場合

IAS第27号でもSIC第12号でも、上記した箇条書きのうち最後の2つについてはガイダンスを提供していなかったため、これらはIFRS第10号による重要な変更点となっています。また、潜在的議決権および議決権が支配を評価するにあたり主要な要素ではない状況に関するガイダンスも変更されています。こうした項目それぞれについて、以下のページでさらに詳細な検討を行います。

企業は、IFRS第10号の原則主義による新しい支配の定義に留意する必要があり、状況次第ではグループの構成に変更が生じることになる



議決権または類似する権利によって投資企業がパワーを獲得する場合

IFRS第10号では、パワーの概念は既存の権利から生じます。パワーとは、被投資企業のリターンに重要な影響を及ぼす被投資企業の活動(「関連する活動」)を指図する報告企業が現在有する能力のことを言います。

IFRS第10号では、報告企業が他の企業に対してパワーを有することのできるさまざまな方法について考察しています。最も分かりやすいケースとしては、支配は議決権の過半数を保有することによって生じます。しかし、企業は議決権の過半数を保有していない場合でも、十分なパワーを有する可能性があります。下の表にいくつかの例を示しています。

報告企業が他の企業に対してパワーを有することができるさまざまな方法

例	説明
a) 投資企業と他の議決権保有者間における契約上の取決め	・ 例えば、契約上の取決めにより、投資企業は他の議決権保有者に投票の仕方についての指示を行うことができ、支配を有することができるようになる可能性がある。
b) 他の契約上の取決めから生じる権利	・ 議決権と組み合わせた他の意思決定権によって、投資企業は企業の関連する活動を指示する現在の能力を獲得することができる。
c) 投資企業の議決権	・ 投資企業の保有する議決権が過半数に満たない場合でも、投資企業が被投資企業の関連する活動を指示し得るに十分である可能性がある。 ・ 例としては、関連する活動への指示が多数決によって決定され、投資企業が他の議決権保有者または組織された議決権保有者のグループと比較して著しく多い議決権を保有しており、他の議決権保有者が広く分散している場合を挙げることができる。 ・ それでもなお支配が存在しているか否か明確でない場合には、追加的な事実および状況について検討を行う。
d) 潜在的議決権	・ 潜在的議決権については、実質的である場合にのみ考慮する。 ・ 権利が実質的であるためには、関連する活動に係る決定を行う必要がある場合には、そうした活動を指示する現在の能力を議決権保有者に対して与えなければならず、保有者はその権利を行使する実際の能力を有していなければならない。 ・ IFRS第10号では、潜在的議決権が実質的であるか否かを決定するにあたり適用される判断について考察している。
e) a)－d)の組み合わせ	

パワーの評価を行う際には、実質的な権利のみを考慮します。この場合、単に防御的な権利[※]によってパワーが生じることはありません。権利が実質的であるかどうかの決定には判断を要します。考慮すべき要素を以下に示します。

- まず、権利を行使するにあたって複数の当事者の合意が必要とされるか、もしくは複数の当事者がその権利を保有している場合に、権利の保有者が権利を行使することを妨げる障壁があるかどうかを考慮します。さらに、権利を行使すると決めた場合、その権利を共同で行使する実際の能力をそうした複数の当事者に提供する仕組みが整備されているかどうかを考慮します。
- 権利を保有する単一または複数の当事者が、権利を行使することによって便益を受けることとなるかどうかを考慮します。

パワーの評価を行う際には実質的な権利のみを考慮する

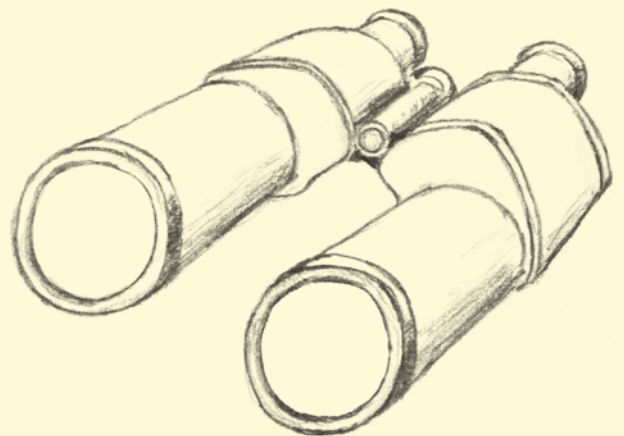
実務上の留意点

IFRS第10号において、潜在的議決権を有する投資企業は、そうした権利を現時点では行使できない場合でも、パワーを有することがあります。これは、現時点で行使可能または転換可能な潜在的議決権のみが支配の決定において適切であるとしていたIAS第27号から変更された点となります。

IFRS第10号では、潜在的議決権についても実質的なものであることが要求され、関連する活動に係る決定に影響を与える上で必要に応じて議決権を行使できなければなりません（とはいえ、必ずしも現時点で行使可能であることが求められているわけではありません）。例えば、投資企業は、先渡契約によって企業の議決権の過半数を獲得する潜在的議決権を保有していることがあります。先渡契約は25日後に決済され、一方、既存株主は少なくとも30日間は企業の既存の方針を変更することができない（臨時株主総会を招集するのに30日間かかるため）場合には、潜在的議決権は実質的であると言えます。これは、先渡契約が決済される前であっても、潜在的議決権が関連する決定を指示する現在の能力をその保有者に対してもたらすからです。

保有されている権利（潜在的議決権、参加権など）および与えたコミットメントはすべて、支配の評価を行うために把握される必要があります。

※ 防御権とは、その権利を保有している当事者の持分を保護するよう設計されている権利であるが、パワーを与えるものではない。例えば、特別な事情において権利の保有者を保護する権利または被投資企業の活動に根本的な変更が生じるのを防ぐ権利などがある。



支配を判断する上で議決権が主要な要素ではない状況

被投資企業は、誰が被投資企業を支配しているのかを決定する際に議決権が主要な要素とならないように、設計されている可能性があります。例えば、一部の企業では、議決権が管理業務のみに関連していたり、関連する活動が契約上の取決めによって指図されています。そのような場合に、支配の評価を行うにあたり検討すべき要素は以下の通りです。

- ・ 被投資企業の目的および設計
 - － 被投資企業がさらされるように設計されたリスク
 - － 被取得企業に関与する当事者に渡るように設計されたリスクおよび投資企業はそうしたリスクの一部または全部にさらされているかどうか
 - － リスクの検討には値下がりリスクだけでなく、値上がりの可能性も含める
- ・ 設計の一環として、被投資企業の設立時に行われた関与および決定
 - － コール権利、プット権利および解散権などの契約上の取決めは、投資企業にパワーを与える上で十分といえるかどうか
 - － 被投資企業が設計された通りに継続して経営を行えるようにする投資企業の明示的または黙示的なコミットメント
- ・ 投資企業が被投資企業の関連する活動を一方的に指図する実際の能力を有していることを示す指標
 - － 被投資企業の経営幹部を任命または承認する能力
 - － 投資企業の利益のために、重要な取引を締結する、もしくはいかなる変更も拒否する能力
 - － 被投資企業における統治機関のメンバーを選出する能力
 - － 被投資企業の経営幹部が投資企業の関連当事者である
 - － 被投資企業における統治機関のメンバーの過半数が関連当事者である
- ・ 資金調達に関する、もしくは重要な資産、技術または従業員の調達に関する投資企業への依存

実務上の留意点

IFRS第10号のガイダンスにおけるこれらの事項は、現在SIC第12号で取り扱われている多くの特別目的ビークルに関連するものと思われます。このページに記載されている指標の中には、SIC第12号のものと類似しているものもあります。しかし、IFRS第10号では、リターンに影響を及ぼす特定の決定に、より焦点を当てるよう求めています。被投資企業のリスクおよび便益に対するエクスポージャーについては、引き続き分析を行う必要があります。ただし、IFRS第10号ではリスクおよびリターンの変動性に対するエクスポージャーは、パワーを獲得する際の誘因になるものの、パワーを評価する上での決定的な要素ではないと示されています。

現時点では、IFRS第10号により、今まで以上のまたは今までより少ない特別目的ビークルが貸借対照表上に記載されることになるのか予測することは困難です。特別目的ビークルに係る連結の判定は、多くの場合、依然として職業専門家としての判断を要する可能性が高いと言えますが、IFRS第10号ではそうした判定の基礎となるフレームワークに対して変更を行っています。

代理人関係を伴う状況

IFRS第10号では、投資企業が被投資企業を支配するためには、被投資企業に対するパワーおよび被投資企業への関与により生じるリターンの変動性に対するエクスポージャーまたは権利を有していなければならないということを強調しています。加えて、そうした被投資企業への関与により生じるリターンに影響を与えるパワーを使用する能力も有していなければならないとしています。このことは、意思決定権を有する投資企業が、本人として行動しているのか、もしくは代理人として行動しているのかを判定する必要があることを意味しています。代理人である投資企業が意思決定権を行使する際には、被投資企業への支配は発生しませんし、それを連結する必要もありません。また、投資企業は他の企業が自社の代理人として行動していないか判断しなければなりません。その場合、代理人に委譲された意思決定権は、投資企業が直接保有しているかのように扱われます。

意思決定者が本人として行動しているのか、もしくは代理人として行動しているのか判断が付きづらい状況では、以下の事項を検討する必要があります。

- ・ 被投資企業に対する意思決定権限の範囲
- ・ 他の当事者が保有する権利
- ・ 報酬契約に基づいて権利が生じる報酬
- ・ 意思決定者が被投資企業に対して保有する他の持分により生じるリターンの変動性に対するエクスポージャー

意思決定者が本人として行動しているのか、もしくは代理人として行動しているのかを決定するにあたり、上記した要素をすべて評価した上で判断を行う必要があります。ただし、単一の当事者が意思決定者を解任する実質的な権利を保有しており、理由なくそうすることができる場合は、この限りではありません。

投資企業が被投資企業を支配するために、リターンに影響を与えるパワーを使用する能力を有していなければならない

実務上の留意点

本ガイダンスは新しいものであり、企業が自身の便益のために行使するパワーと他の企業の便益のために行使するパワー（これはしばしば「受託者支配」(fiduciary control)と呼称される概念です)とを区別することを意図しています。こうした問題は、ベンチャー投資会社およびファンド・マネジャーなどの事業に特に関係するものです。多くの場合、そうした事業を行う者は、被投資企業に対する直接持分を保有し、かつ、他の企業のために管理している資金により追加的にも持分を保有します。

IAS第27号には受託者支配の問題に関するガイダンスが含まれていなかったため、各企業が独自の解釈を行ったことから、さまざまな処理の実務が生じていました。場合によっては依然として判断を求められる可能性は高いものの、IFRS第10号によりこの分野は一層整合されることになります。

特定の資産に対する支配

支配は一般的に、企業として定義される被投資企業のレベルで評価されます。一方、IFRS第10号には、別個の企業とみなされる被投資企業の一部(a deemed separate entity)を連結対象とする特定の状況についてのガイダンスが含まれています。

概して、別個とみなされる企業の資産、負債および資本すべてが実質的に被投資企業全体から分離している場合のみがこの状況に当てはまります。そこで、別個とみなされる企業を連結対象とするのかの判定は、投資企業が別個とみなされる企業に対してパワーを有しているかどうかを評価するために、リターンに重大な影響を与える別個とみなされる企業の活動およびその活動がどのように指示されているのかを識別することによって行われます。

継続的な評価

IFRS第10号では、支配に関する3つの要素のうち1つでも変化が生じている可能性があることが事象によって示唆される場合には、被投資企業を連結するかどうかの判定を見直すよう求めています。また、投資企業がそうした事象に関与することなくとも、事象により被投資企業に対するパワーを喪失する場合がありえることを示しています。例えば、これまで投資企業が被投資企業を支配することを妨げていた他の企業が保有する意思決定権が失効した場合が挙げられます。

移行

以下の項目に関しては移行措置があります。

- IAS 第27号またはSIC第12号のもとでこれまで連結されていなかったが、IFRS第10号では連結対象とされる被投資企業の資産、負債および非支配持分の測定(本移行措置は、被投資企業がIFRS第3号における事業の定義を満たしているか否かに左右されます)。
- IAS第27号またはSIC第12号のもとでは連結されていたものの、IFRS第10号では連結されない被投資企業における留保持分の測定。

今後の開発事項: 投資企業

IASBはまた、投資企業に関するプロジェクトに取り組んでいます。本プロジェクトの目的は、特定の種類の投資企業を識別することであり、当該種類の投資企業については、支配する他企業を連結することを求める連結の一般要件が免除されます。代わりに、そうした企業は、自己の投資を公正価値で測定し、公正価値における変動を損益として認識することとなります。

IASBは、2011年の第2四半期に本プロジェクトに関する公開草案を公表する予定です。

IFRS第11号 「ジョイント・アレンジメント」

プロジェクトの背景

IFRS第11号は、IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」において認識された2つの不備に対処する目的で公表されました。

- ・ アレンジメントの法的形式が会計処理において決定的な要素であった
- ・ 共同支配企業 (jointly controlled entities) の持分に関して2つの会計処理方法から選択できた (比例連結または持分法)

IFRS第11号では、あらゆるジョイント・アレンジメント (ジョイント・アレンジメントとは、複数の当事者が共同支配を有する取決めである) の会計処理に対して適用可能な原則を策定することによって、IAS第31号を改善しようとしています。

IFRS第11号の要点

IFRS第11号「ジョイント・アレンジメント」における主要な変更点および論点を以下に示します。

- ・ IAS第31号における「共同支配企業」、「共同支配の営業」 (jointly controlled operations) および「共同支配の資産」 (jointly controlled assets) といった3つのカテゴリーを、「ジョイント・オペレーション」 (joint operations) と「ジョイント・ベンチャー」 (joint ventures) といった2つの新しいカテゴリーに置き換えた
- ・ IAS第31号における共同支配企業 (すなわち、別個の法的企業として形成されるジョイント・ベンチャー) は、IFRS第10号では一般的に「ジョイント・ベンチャー」として分類される
- ・ 限定的なケースとして、IAS第31号における共同支配企業を「ジョイント・オペレーション」として分類し、会計処理を行うことがあり、共同支配投資企業が基礎となる資産と負債に対する権利およびエクスポージャーを有している場合にこのことが言える
- ・ ジョイント・ベンチャーに対して比例連結を使用する選択肢を廃止した
- ・ すべての開示規定は、新しい独立した基準であるIFRS第12号に含まれている

こうした事項のいくつかについて、以下のページでさらに詳しく説明します。

IFRS第11号の新しい分類カテゴリー

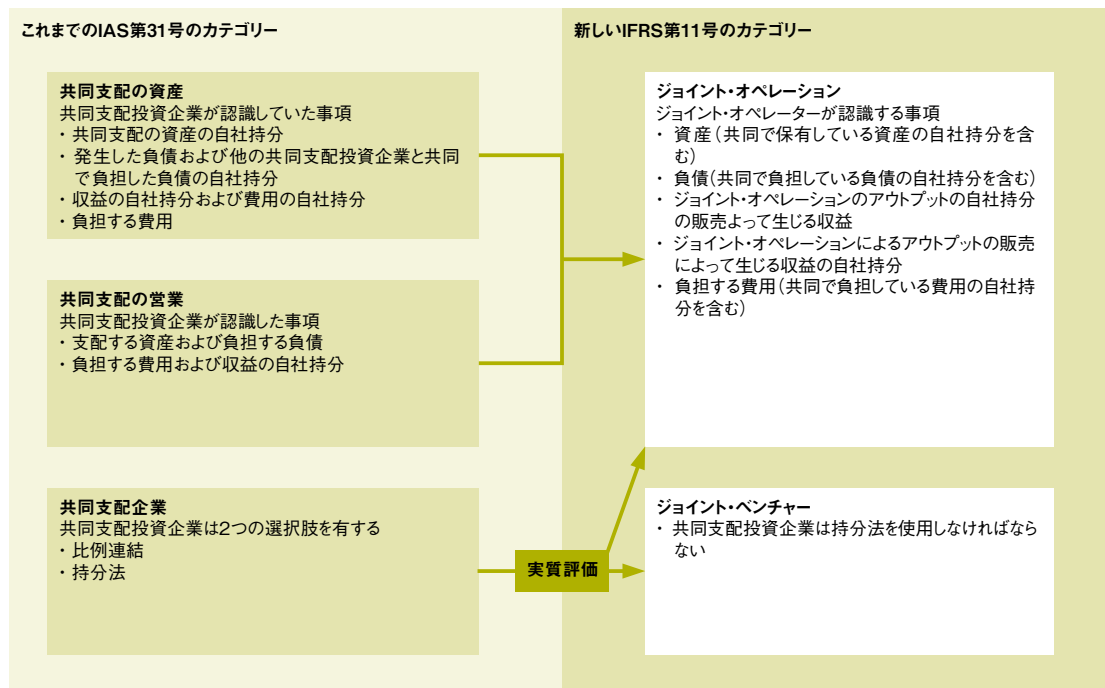
IFRS第11号では、2種類のジョイント・アレンジメント (ジョイント・オペレーションとジョイント・ベンチャー) が存在し得ます。

2つの新しい分類

ジョイント・オペレーションとは、アレンジメントに基づく共同支配を有する当事者 (つまり、ジョイント・オペレーター) がアレンジメントに関連する資産に対する権利および負債に対する義務を有しているジョイント・アレンジメントのことを言います。

ジョイント・ベンチャーとは、アレンジメントに基づく共同支配を有する当事者 (つまり、共同支配投資企業) がアレンジメントの純資産に対する権利を有しているジョイント・アレンジメントのことを言います。

下記の図は、IAS第31号におけるこれまでの3つの分類が2つのカテゴリーになることを示しています。



これまで「共同支配の営業」または「共同支配の資産」として分類されていたアレンジメントは、新たに定義された「ジョイント・オペレーション」のカテゴリーに分類されます。IFRS第11号において、ジョイント・オペレーターは特定の資産、負債、収益および費用に適用し得る適切なIFRSに基づき、アレンジメントに対する自社持分に関係する資産と負債（および関連する収益と費用）の認識および測定を行います。

同様に、IAS第31号において「共同支配企業」としてこれまで分類されていたほとんどのアレンジメントは、IFRS第11号では「ジョイント・ベンチャー」として分類されます。

共同支配投資企業はジョイント・ベンチャーに対する自社の投資を認識し、持分法を使用してその会計処理を行います（IAS第28号（改訂）に基づく）。IAS第31号で認められていた比例連結を使用した処理方法は廃止されました。

実際に、一つの重要な相違点があります。IAS第31号では、アレンジメントが別個の企業として形成されている場合には、ジョイント・アレンジメントは自動的に共同支配企業として分類されていました。IFRS第11号では、別個の企業として形成されているジョイント・アレンジメントであっても、その投資企業の権利およびエクスポージャーがその企業の純資産に対するものなのか、もしくは基礎となる資産および負債（総額）に対するものなのかを判断するための評価が行われます。権利およびエクスポージャーが基礎となる資産と負債の総額に対するものであれば、ジョイント・オペレーションとして分類されます。そのほうが経済実体をより的確に反映しているためです。IASBは、IAS第31号ではアレンジメントの形成方法がジョイント・アレンジメントに係る会計処理方法の唯一の決定要素となっているといった懸念を抱いていたため、このような変更を行いました。

ただし、ジョイント・オペレーターがこれまで比例連結を使用して共同支配企業に関する会計処理を行っていた場合には、IFRS第11号におけるジョイント・オペレーションとしての分類にはさほど大きな影響を及ぼすことはないと考えられます。これは、IFRS第11号ではアレンジメントの基での資産と負債（および収益と費用）の自己の分を認識し、測定するようジョイント・オペレーターに対して求めているからです。

実務上の留意点－最も影響を受ける業界

IFRS第11号の公表により、ジョイント・ベンチャーおよび他のジョイント・アレンジメントが一般的となっている資源採掘産業、不動産および建設部門で事業を行う多くの企業が影響を受けることが予想されます。もちろん、その他の業界における個々の企業にも重大な影響を及ぼすことが考えられます。

ジョイント・オペレーションとジョイント・ベンチャーの区別

ジョイント・オペレーションとジョイント・ベンチャーとの主な違いは、ジョイント・ベンチャーの場合は、共同支配投資企業がジョイント・ベンチャーの純資産に対して権利を有しているということです。

一方、ジョイント・オペレーションに関して言えば、アレンジメントに対して共同支配を有する当事者は、そのアレンジメントに係る資産に対する権利および負債に対する義務を有しています。

ジョイント・アレンジメントが別個のビークルによって形成されていない場合には、アレンジメントに関係する当事者の資産に対する権利および負債に対する義務は、契約上の取決めによって直接設定されます。

ジョイント・アレンジメントが別個のビークルによって形成されている場合には、ジョイント・アレンジメントはジョイント・ベンチャーまたはジョイント・オペレーションのいずれかであると言えます。

アレンジメントの種類(ジョイント・ベンチャーかジョイント・オペレーションか)を決定するにあたり、以下の事柄について検討します。

- ・ 別個のビークルの法的形式
- ・ 契約上の取決めの条件
- ・ その他の事実および状況を検討するのが適切な場合にはそれら

別個のビークルの法的形式により、資産に対する各当事者の持分および各当事者の責任は有限か否かなど、資産に対する当初の権利および負債に対する当初の義務が決定します。

多くの場合、契約上の取決めにおいて合意された権利および義務は、別個のビークルの法的形式と整合します。しかし、場合によっては、当事者は契約上の取決めを使用して、別個のビークルの法的形式から生じた当初の権利と義務を無効にしたり変更したりすることがあります。同様に、その他の事実および状況の検討が、ジョイント・アレンジメントの種類(ジョイント・ベンチャーかジョイント・オペレーションか)に係る当初の評価の変更を促すこともあります。

アレンジメントがジョイント・オペレーションであることを示唆すると考え得る条件の例

- ・ アレンジメントに基づく活動が、主として、当事者に対してアウトプットを提供するために設計されている
- ・ 当事者が、アレンジメントに基づくオペレーションの継続性に寄与するキャッシュ・フローの実質的に唯一の供給源である

ジョイント・アレンジメントに対するその他の持分

企業は、共同支配の取決め (joint control agreement) の当事者でなくても、ジョイント・オペレーションおよびジョイント・ベンチャーに対する持分を保有する場合があります (つまり、投資企業ではあるが共同支配投資企業ではない)。

ジョイント・オペレーションに対する投資企業は、ジョイント・オペレーションに関して、資産に対する権利および負債に対する義務を有している場合には、ジョイント・オペレーターが行うように、アレンジメントにおける自社持分に係る会計処理を行います。一方、投資企業がジョイント・オペレーションに関して、資産に対する権利および負債に対する義務を有していない場合には、その持分に適用可能なIFRSに基づいてジョイント・オペレーションに対する持分に係る会計処理を行います。

ジョイント・ベンチャーに参加はしているものの、共同支配を有していない当事者は、IFRS第9号「金融商品」に基づいて、アレンジメントに対する自社持分に係る会計処理を行います。ただし、ジョイント・ベンチャーに重大な影響を与える場合はこの限りでなく、その場合にはIAS第28号を適用します。

移行

以下の事項に関しては、移行措置があります。

- これまで比例連結を使用して会計処理を行っていたジョイント・ベンチャー (移行期間中は、買収によって生じたのれんをすべて含め、これまで連結してきた資産および負債の帳簿価額の総額により、当初の投資を測定します)
- これまで持分法を使用して会計処理を行ってきたジョイント・オペレーションにおける資産および負債の分割計上 (認識が中止された投資と認識された資産および負債との間で行った調整ならびに利益剰余金を相手として行った差額の調整についての開示を求められます)



IFRS第12号 「他の企業に対する持分の開示」

IFRS第12号では、他の新基準の補完を行っており、以下の事項を規定しています。

- ・ 子会社、ジョイント・アレンジメント、関連会社および非連結の組成された企業に関する開示規定を統一し、整合させる
- ・ 組成された企業への関与により、報告企業がさらされるリスクに関する透明性を提供する

実務上の留意点

IFRS第12号では、企業が示さなければならない最低限の開示を規定しています。こうした開示情報の中には、新しく、その準備には計画が必要なものが含まれています。1つの例としては、報告企業にとって重要となる非支配持分を有する各子会社の資産、負債、損益およびキャッシュ・フローについて要約した財務情報を提供することを求める規定が挙げられます。別の例では、非連結の組成された企業に対する持分の内容および結果的にさらされるリスクの内容を開示するよう企業は求められます。

ガイダンスにおける変更に対処し、新しい開示規定により必要な情報を提供するにあたり、システムの変更および強化が必要となることも考えられます。

IFRS第12号の主な開示規定

目的	具体的な開示規定の例
報告企業は財務諸表利用者が理解する上で役立つ情報を開示しなければならない	
・ 他の企業を支配しているか否かを決定するにあたり、報告企業が行った重要な判断と仮定（および変更）	例えば、以下の事項を決定する際に行った重要な判断と仮定 ・ 議決権の過半数を保有している場合でも、他の企業を支配していないとしたこと ・ 保有する議決権が過半数に満たない場合でも、他の企業を支配しているとしたこと ・ 報告企業が代理人であるのか本人であるのか
・ 非支配持分がグループの活動に対して有する持分	・ 保有されている所有持分の比率と異なる場合には、非支配持分によって保有されている議決権の割合 ・ 非支配持分を有する子会社に関する要約した財務情報
・ 連結企業の資産にアクセスして使用する、もしくは負債を決済する報告企業の能力に対する制限による影響	・ グループ内の他の企業に対して（またはグループ内の他の企業から）現金を移転するにあたり、親会社またはその子会社の能力に与える制限 ・ グループ内の他の企業に対して、支払われる配当または行われる貸付および前払いを制限することがある保証またはその他の規定
・ 連結された組成された企業、ジョイント・アレンジメント、関連会社および非連結の組成された企業に対する報告企業の持分に関連するリスクの内容および変動	以下のような例が挙げられる。 ・ 連結された組成された企業への財政支援を行うよう、親会社またはその子会社に対して求めることができる契約上の取決めに係る条件、これには、報告企業に損失を招くおそれのある事象または状況も含まれる ・ 連結された組成された企業に提供される支援の種類と金額および支援提供の理由 ・ 非連結の組成された企業における自社持分から生じる損失に対する企業の最大のエクスポージャーを最底的確に示す金額、これには、最大のエクスポージャーをどのように決定するかも含まれる ・ 他の当事者よりも先に、非連結の組成された企業の損失を企業が負担する必要があるかどうかについての詳細 ・ 資産またはサービスなど、ジョイント・ベンチャーに対して資源を提供する未認識のコミットメント



www.gti.org

© 2011 Grant Thornton Taiyo ASG . All right reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(グラント・ソントン・インターナショナル)とメンバー・ファームは、世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。